

四日市市告示第381号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月22日

四日市市長 森 智広

1 収納の事務を委託する手数料

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年条例第7号）第17条に規定する手数料。ただし、別表第1のうちし尿、動物の死体を除く。

2 収納の事務を行うもの

- (1) 名称 株式会社ヤマゼン
- (2) 所在地 伊賀市治田シデノ木2441番地1

3 委託期間

令和元年6月1日 から 令和4年3月31日

(環境部生活環境課)